

# 鳥取県内の社会福祉協議会 災害時の相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、鳥取県内において災害が発生し、被災した地域の市町村社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）が、単独では十分な被災者支援活動が実施できない場合に、鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が相互に協力して応援を行うために必要な事項を定める。

なお、県外で災害が発生し、中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定（以下「中プロ協定」という。）等に基づく応援要請がある場合は、本協定を準用する。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定を適用する災害の種類は、原則として災害対策基本法第2条第1項第1号で定義されている地震、豪雨、津波、豪雪等のうち、災害救助法が適用される規模の災害をいう。

2 前項に規定する災害のほか、県内で多大な人的及び物的被害が発生し、住民生活に甚大な支障が生じる恐れがあり、被害を受けた地域の社協が県社協に対して、被災地外の市町村社協の応援を要請した場合にも適用するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする被災地社協は、県社協に対して次に掲げる事項を明らかにして、電話、FAX、電子メール等で応援要請を行うものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 第4条に掲げる応援内容
- (3) 応援を要請する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の内容)

第4条 応援の内容は次のとおりとし、県社協において調整する。

- (1) 下記業務に従事するための職員派遣
  - ア 災害救援活動を行うために必要な情報収集
  - イ 災害ボランティアセンターの運営支援（コーディネート業務等）
  - ウ 生活福祉資金特例貸付の業務支援
  - エ その他、応援のための必要な事項
- (2) 災害救援活動に必要な物品、資機材の提供
- (3) その他、応援のための必要な事項及び特に要請があった事項

(県社協の役割)

第5条 災害が発生した場合、県社協は被災市町村に先発隊として職員（以下「先発隊」という。）を派遣し、被災状況等の情報収集に努めるとともに、各市町村社協へ必要な情報提供を行う。

2 県社協は、被災地社協からの応援要請があった場合は、先発隊からの報告等を総合的に勘案したうえで、速やかに市町村社協及び関係機関との連絡調整を行い、被災地外の市町村社協に対し必要な応援を要請する。

3 県社協は、先発隊等からの情報、災害の規模及び被災地社協からの応援要請内容等に照らし、県内の市町村社協だけでは対応が十分にできないと判断した場合は、速やかに中ブロ協定幹事社協等に応援を要請する。

(市町村社協の役割)

第6条 災害が発生した場合、県社協から応援を要請された市町村社協は、被災地社協を応援する。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として派遣社協の負担とする。

(職員の養成)

第8条 県社協及び市町村社協は、相互の応援活動機能を高めるために災害救援活動を的確に遂行できる職員の養成に努める。

(連絡窓口)

第9条 県社協及び市町村社協は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署、担当責任者を定め、別記様式第1号により、毎年4月15日までに県社協に提出する。

2 県社協は、毎年4月末日までに前項に定める連絡窓口を別記様式第2号にまとめ、各市町村社協に通知する。

(その他)

第10条 その他、この協定に定めのない事項は、県社協及び市町村社協が協議をして定めるものとする。

2 この協定を締結するため、本協定書を20通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

附則

この協定は、平成29年7月1日から適用する。